二　消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより抵当証券業務関連苦情の処理を図ること。
三　令第五条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により抵当証券業務関連苦情の処理を図ること。
四　抵当証券業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ適確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第四十三条の二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第四号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により抵当証券業務関連苦情の処理を図ること。

2　法第十九条の二第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。
一　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により抵当証券業務関連紛争（法第二条第六項に規定する抵当証券業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。
二　消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により抵当証券業務関連紛争の解決を図ること。
三　令第五条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により抵当証券業務関連紛争の解決を図ること。
四　抵当証券業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ適確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により抵当証券業務関連紛争の解決を図ること。

3　前二項（第一項第四号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、抵当証券業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により抵当証券業務関連苦情の処理又は抵当証券業務関連紛争の解決を図つてはならない。
一　法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人
二　法第四十三条の二十四第一項の規定により法第四十三条の二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第五条各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人
三　その業務を行う役員（法第四十三条の二第一項第四号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
　イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
　ロ　法第四十三条の二十四第一項の規定により法第四十三条の二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第五条各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

第二十二条の次に次の十四条を加える。

（割合の算定）

第二十二条の二　法第四十三条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第二十二条の十四第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第四十三条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第四十三条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた抵当証券業者の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二十二条の四において同じ。）に金融庁長官により公表されている抵当証券業者（次条及び第二十二条の五第二項において「すべての抵当証券業者」という。）の数で除して行うものとする。

（抵当証券業者に対する意見聴取等）

第二十二条の三　法第四十三条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、抵当証券業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。
一　説明会を開催する日時及び場所は、すべての抵当証券業者の参集の便を考慮して定めること。
二　当該申請をしようとする者は、すべての抵当証券業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第二十二条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。
　イ　当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
　ロ　説明会の開催年月日時及び場所
　ハ　抵当証券業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨
三　前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2　法第四十三条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。
一　すべての説明会の開催年月日時及び場所
二　すべての抵当証券業者の説明会への出席の有無
三　すべての抵当証券業者の意見書の提出の有無
四　提出を受けた意見書における異議の記載の有無
五　提出を受けた意見書に法第四十三条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、抵当証券業者から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の提出）

第二十二条の四　法第四十三条の三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（指定申請書の添付書類）

第二十二条の五　法第四十三条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。
一　法第四十三条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第二十二条の十一第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）
二　法第四十三条の二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類